

綱光公記——享徳二年四月記・宝徳三年正月記——

遠須田桃
藤中田崎
珠牧奈有
紀子保一郎

はじめに

『東京大学史料編纂所研究紀要』二〇号～二五号では広橋綱光（一四三一一七七）の文安三年（一四四六）から、応仁元年（一四六七）までの暦記の翻刻を行った。その後、二六号より再び時代をさかのぼり、日次記の紹介を行っている。今号では享徳二年（一四五三）四月記、宝徳三年（一四五二）正月記を翻刻する。本記の概略については二〇号を参照されたい。

この時期の将軍は足利義政、天皇は後花園天皇、院は文安四年に尊号宣下を受けた伏見宮貞成親王（後崇光院。文安五年尊号辞退）である。綱光は享徳二年四月には二三歳、正四位下左中弁、藏人頭に昇っている。まず享徳二年四月記は、国立歴史民俗博物館蔵の自筆本『綱光公記自享徳二年四月二十日至二十九日』（日六三―六六七）を底本とした。題箋には「綱光公記（享徳二年四月廿日至廿九日 首欠 廿日首欠 自筆本 巻巻 『綴合もとのま、』とある。本記は消息などを翻して記している。

現在確認できる四月記の冒頭は前欠だが、内容から四月二〇日条と判断される。公卿分配を定める儀と二二日の賀茂祭に先立つ祭除目が行われている。公卿分配はこの時期にはすでに形式化しているが、年中の定例の儀式の上卿（担当公卿）の割り振りを定めたものである。綱光は参議の不参により清書を務めた。墨の擦り方など、作法を詳細に書き留めている。清書は奏聞されたが、のちに返却され、日記に貼り継がれている。これを見ると全体を綱光が記したと推測されるが、その中で冒頭の正月八日女王祿、一四日射礼の担当者、末尾の日付「享徳二年四月廿日」の「廿」のみ墨がやや濃く、倉卒の書きぶりである。本文の記述の中に、分配はあらかじめ準備しており、陣座では「自女王祿至射礼」と「廿」という日付のみを書いたと見える。この日記の記述と実際の文書の対応が見られ興味深い。

この日の日記には、ほかにも綱光の日記作成過程が感じられる箇所がある。二〇日条は二二日以降の日記に比べて紙が大きい。特に冒頭三紙は上部の余白がほとんどなく、下部は一字分ほど失われている。本来も少し大きな紙に書いたものの上下を切り縮めて日記に貼り継いだので

あろう。弁官としての行動を詳細に記しており、後世に伝える次第の性格を意識して作成したものだかもしれない。また現在残る第一紙は四行分、第二紙は一〇行分と短く、その間の紙継ぎ目には、判読不明であるが文字が見えている。おそらく第一紙は当初同じ紙に続きを書いていたが、書き直したいと思い、一部を切り除いて改めて第二紙を貼り継いだと推測される。紙背文書を見ると、第一紙と第二紙は同じ書状の一部と推測され、中間の数行分が切り除かれたと推測される。さらにその先にも不自然なところが見える。本文二三行目（翻刻では一一七頁上段一八行目）と二四行目である。二三行目は「歟、次予正笏」と始まり、参議の座に昇ったと記した後、空白になっている。その次の二四行目は全く同じ「歟、次予正笏」と始まり、やはり参議座に昇ったことが記されるが、その間の作法がより詳細に書かれている。綱光は当初二三行目の形で書き進めていたが、もう少し詳しく書きたいと思い直し、二二行目末尾「被下例文」から続くように、同じ書き出しで始めて、詳しく記した。二三行目は切り縮めるつもりだったが、忘れてそのまま残ってしまったのではないだろうか。二三行目と二四行目の間の行間は他の行間の倍以上、ゆったりとられている。これも切り縮めた際の貼継ののりしるを意識したのではないだろうか。綱光の推敲の様子が窺われる。

二八日には、一条兼良にかわって右大臣二条持通が関白となり、左大臣鷹司房平は超越された。綱光はその理由を「一代御中絶故歟」と推し量りつつ、不適當なことと感じている。房平の父冬家は、従一位右大臣まで昇ったが、ついに摂関にも内覧にもならなかった。文安四年、一条兼良はこの中絶を指摘して自らが関白になっている（『康富記』文安四年六月一日条・一五五条）。今回も同じ理由が想定されたのである。五摂家の存続が必ずしも固定的でないことが窺われる。翌宝徳元年一月二一日、右大臣二条持通が自らを超えて関白を望んでいると聞いた房

平は、そうならたら隠居すると抗議した。兼良・近衛房嗣・九条成家も房平を擁護した。五年前ではあるが、今回の二八日条で綱光が「去々年歟」として触れている件であろう。今回は「公家御沙汰」といい、後花園天皇が持通を推した。房平は籠居し、今回も鷹司家と同流の近衛房嗣は房平を支持した。綱光を通じて天皇に抗議を申し入れ、具体的内容は不明だが「勅答」を得ている。一方、兼良は「冷然」という。室町殿足利義政は、明年には房平の任関白を考慮するといいい、綱光はほっとしている。ただし秋に義政が大将に任じられ、拝賀を行なう折には、二条家の関白が嘉例なのでまた持通を還任させるということであった。義政の約束通り、翌三年七月一日に房平は関白に任じられる。義政の任大将は享徳三年に予定されていたと思しいが、実際には二年後の康正元年（一四五五）八月二七日に右大将となり、それに先立つ六月五日に持通が還任した。拝賀は康正二年秋七月二五日である。これは足利義満の康暦元年（一三七九）七月二五日の例に倣ったという（『管見記』康正二年七月二五日条）。この時、義満は二条良基の指南を受けており（『後深心院関白記』康暦元年七月一六日条）、義政もこの例に倣って持通の指南を受けたという（『管見記』康正二年七月二五日条）。享徳二年のこの日も、大将拝賀の折には持通を還任させると述べていることから、義政がこの時点から義満の先例を意識していたことが窺われる。

二八日条には、この時の勅書案、応永三一年（一四二四）の二条持基の任関白の勅書案、そして近衛道嗣が息子の近衛兼嗣の関白を願って奏上した正月一九日付の申状案が貼り継がれている。道嗣の申状は、右大臣を超越して内大臣を関白に、という内容で、内大臣が兼嗣であると推測される。兼嗣が内大臣だった期間で正月が含まれるのは永和二年（一三七六）四年の間で、関白は九条忠基、右大臣は二条師嗣である。道嗣の願いは果たされず、康暦元年に師嗣が関白となった。

綱光が「凡彼御家門御躰、近年殊散々御事也」というように、この房平の頃、鷹司家は揺らいでいた。広橋家にとって鷹司家は、鎌倉時代以来仕えてきた家であり、綱光はその凋落を悲しんでいる。

同じく二八日には別当局が危篤となった。別当局は嘉吉二年（一四四二）、後花園天皇との間に、のちの後土御門天皇となる皇子を産んだ女性である。実父は藤原孝長とされ、もとは内裏の命婦だったようである。あまり身分が高くなかったであろう、和氣郷成の猶子として和氣郷子を名乗り、さらにのち、和氣保宗の猶子となった。この四月二八日には、今夜が峠と言われている別当局だが、その後回復した。息後土御門の即位に伴って大炊御門信宗の猶子となり、文明一三年（一四八一）には嘉楽門院の女院号を宣下された。長享二年（二四八八）、七八歳で没した。

今号ではもう一点、宝徳三年正月一日記も紹介する。三三号・三四号で四月二〇日（前欠）条と九月記の一卷を紹介したが、その後、個人蔵の史料の中に正月一日一紙分の断簡が見いだされたため、改めて紹介したい。本記は至徳二年（一三八五）七月一日〜一六日の間明二行の具注暦を翻して記されている。端裏には「宝徳三年愚記自正月一日至四月十四日」と記されており、本来は四月一四日までの一卷が存在した。内容は新年の家中の祝儀の様子である。端裏には「拜礼事 小朝拜事 叙位事 白馬節会事 除目事」「事 四月二日室町殿矢開事」との目録があり、失われた記事の内容が窺われる。綱光は蔵人右少弁として、精力的に儀式に参仕していたのであろう。六つ目の項目は破損により判読不能であるが、「事」の直前の字は「座」あるいは「産」の可能性がある。四月一日の旬平座か三月一〇日の室町殿足利義政女子誕生の記事と推測される。また国立歴史民俗博物館所蔵『綱光公記 自宝徳三年四月二十日至九月四日』（日六三―六六六）は現在、前欠であるが、この端裏書

により元来は四月一五日条から始まっていたことが判明する。末筆ながら、調査・翻刻を御許可下さった国立歴史民俗博物館、御所蔵者様に深謝申し上げます。

【付記】本稿はJSPS科研費JP二〇K〇〇九三三の成果の一つである。

【凡 例】

- ・ 翻刻に当たっては、文書の貼り継ぎがなされていたり、異筆の場合は、「」で括って示した。
- ・ 文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。釵・躰など一部はそのまま存した。挿入符による挿入箇所は適宜本文中に追い込みとした。
- ・ 本文には読点および並列点を加えた。尊敬を表す闕字は適宜存した。
- ・ 欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。抹消された文字は左傍に々を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。判読不能の文字は☒で示した。また残画により文字が推定できる場合は、その文字を□の中に示した。繰り返し記号は、漢字は「々」、仮名は「、」と示した。
- ・ 本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は（「」、人名注など参考のためのものは（ ））に入れ傍に記した。なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した（例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく義政とした）。入道した者については、まず法名を示し、続いて俗名を示した。
- ・ その他、適宜○を付して注記を示した。

(享德二年四月二〇日)

(前欠) 硯等事歟、外記唯退、次外記持參例文、入簀、六位外記持硯、

置參木座前、次以官人召子、々正笏、於仙仁門辺目上卿後、至參議

座上一揖、先懸右膝一揖候、次上卿目子、々置笏、右、摺墨、乃文

摺(広橋兼意所為)人指々有墨面、長高指、大指ニテ墨ヲ押也、如例、廿反計摺之後、見墨摺口、又摺

也、今度不見摺口、并不除目凡任人多時、墨摺程百余反摺之例也、後為不審注

之、可依事也、次置墨於筆台、次染筆二管、如本置筆台、可用筆、頭於

取紙、於座前卷取懸紙、兼書■儲分配、同兼入硯、仍取統紙、次卷返紙、座下如恒、次

置座前、先懸紙、硯ノ下次所書儲分配取上、於座前卷返、染筆時、披例文被示

之、予書之、自女王寮、計也、於陣書書之者、不事限、勿論々々、

近代此分也、次置筆、如元卷之、置前、座下方押遣硯、以兩手押之、袍袖ニ

次取笏、副分配、掛起座、進上卿前、右足盤外、テ兩手ヲ引隠也、乍付板下ヲ

上卿座、進公卿分配、上卿取之、置前取笏、予取笏、左廻掃着座、先突左膝、

次上卿披見畢、取笏目子、置笏引寄硯、如初、次掛起座、着沓、又一揖、

左廻退、次上卿召官人召子、々撤笏進軾、式弓場、為兩、儀間、絛柱中、予取例文筥、參台

盤所妻戸口、付内侍奏問、内覽、兼、申免也、則被返下問出陣、仰云、御覽シツ、上

卿微唯、予自懷中取出小折紙、授上卿、次予退、次上卿召官人召外記、

被下例文歟、次予正笏參進、如初昇參木座、

歟、次予正笏不伺目、兼雖無召可參進、第□座者例也、着第一參木座、如初、弁□着次上卿被

氣色、予置笏、押遣硯如初、取笏、掛起座、進上卿前、上卿給小折紙、

予置笏座下、取之、少披見懷中、取笏、復座、如初、次置笏、取出小折

紙、置硯左方、引寄硯、如初、但今度不摺墨、不多任人上、以前摺之、為早速、可有難哉、

見、先規進退畢、後日可次取折堺卷返、宿紙三枚入之間、取出一枚、先書委任武官、次

書女官畢、取女官、卷籠奏任武官、懷中小折紙、取副笏、掛起座、進上

卿前、如初、先進除目、次自懷中取出小折紙、置初、進上卿、々々置前取

笏、予同取笏復座、上卿披見、次上卿取笏被目子、々置笏、引寄硯如初、

掛起座、不顧下右足、又一揖退、次以官人召子、々參軾、被奏清書、入簀、

予取之、付内侍奏聞如初、則被返下、仰云、御覽シツ、次予退、召外記

給除目、便被仰可撤硯由歟、六位外記參進撤硯退、次上卿召外記、被尋

警固諸衛具否歟、次被奏賀茂祭警固事、予歸出、仰聞食由、次以官人召

外記被召諸衛歟、内暨近代不參、次藏人橘參以量、小庭、不持笏、上卿居向後

方、正笏仰云、賀茂祭セスルカ故ニ跡ノマ、二固、又マモリマツレ、

以量深揖退、次橘以量帶弓箭參進、少揖後退、次上卿撤軾退出、曉鐘頗

催、忿退出、所休息也、

一、公卿分配書畢後、欲起座時、上卿小折紙被拋之者、予取之清書、以上取

副笏進上卿前、可校申者、云早速、就便宜可宜歟由兼雖相談、猶如

右可然由有教命、然者小折紙先公卿分配以前可下也、如何、

小折

一、忠富朝臣遷任右事、被載小折紙、雖然上卿召外記仰之、仍不及清書

儀、(白也)

一、典侍必書叙爵分書之者例也、

太政官謹 奏

左馬寮

允正六位上藤原朝臣、

享德二年四月廿日

勅旨

内侍司

典侍從五位下藤原朝臣衡子

享德二年四月廿日

享德二年四月廿日

享德二年四月廿日

享德二年四月廿日

享德二年四月廿日

享德二年四月廿日

享德二年四月廿日

〔貼羅紙〕
〔參木〕 俄不參間、予為弁官參勤了、

〔裏書〕 密々後日清書返遣了、

公卿分配〔享德二年四月廿日〕

可勤行諸祭并大祓・国忌等公卿事

正月

八日女王祿

〔甘露寺〕
參議藤原朝臣親長

十七日射礼

〔西園寺〕
權中納言藤原朝臣実遠

參議源朝臣通秀

廿五日国忌

〔鳥羽天皇ノ母藤原以子〕
〔阿野〕
參議藤原朝臣公熙

二月

积奠

〔中御門〕
權大納言藤原朝臣明豊

〔白野〕
權中納言藤原朝臣勝光

〔勸修寺〕
參議藤原朝臣教秀

春日祭

大原野祭

〔正親町〕
權大納言藤原朝臣持季

祈年祭

〔花山院〕
權大納言藤原朝臣定嗣

園韓神祭

〔坊城〕
權中納言藤原朝臣俊秀

三月

〔桓武天皇〕
十七日国忌

〔園〕
參議藤原朝臣基有

〔仁明天皇〕
廿一日国忌

〔橋本〕
參議藤原朝臣公国

廿四日尊勝寺灌頂

〔月輪〕
權中納言藤原朝臣家輔

〔木造〕
參議源朝臣教親

觀音院灌頂

〔飛鳥井〕
權中納言藤原朝臣雅親

參議藤原朝臣教秀

四月

平野祭

〔久我〕
權大納言源朝臣通尚

梅宮祭

〔正親町三條〕
權中納言藤原朝臣公綱

七日擬階奏

〔九条〕
權中納言藤原朝臣成家

吉田祭

〔正親町三條〕
權大納言藤原朝臣実雅

賀茂祭警固

〔飛空〕
權中納言藤原朝臣教忠

同解陣

權中納言藤原朝臣勝光

六月

十日御躰御卜奏

〔今出川〕
權大納言藤原朝臣教季

月次祭

權大納言藤原朝臣教基
(近衛)
(白河天皇ノ母藤原茂子)

廿一日国忌

参議藤原朝臣公澄
(正親町)

大祓

参議藤原朝臣基有

七月

十八日国忌
(後醍醐天皇ノ母源通子)

参議源朝臣通秀

八月

积奠

權大納言藤原朝臣資任
(鳥丸)

權中納言菅原朝臣益長
(東坊城)

参議藤原朝臣親長

同学生見参

權中納言藤原朝臣資綱
(柳原)

十五日放生会

十六日駒牽

權大納言藤原朝臣公有
(徳大寺)

参議藤原朝臣公澄
(光孝天皇)

廿六日国忌

参議藤原朝臣教秀

九月

十一日例幣

廿九日国忌
(醍醐天皇)

参議源朝臣教親

十月

十三日東寺灌頂

權中納言藤原朝臣俊秀

参議藤原朝臣公国

十一月

一日御曆奏

權中納言菅原朝臣益長

平野祭

權中納言藤原朝臣雅親

春日祭

梅宮祭

權中納言藤原朝臣教忠

吉田祭

權大納言藤原朝臣教季

大原野祭

權中納言藤原朝臣実遠

園韓神祭

權中納言藤原朝臣家輔

鎮魂祭

参議藤原朝臣公熙

東宮鎮魂祭

女王祿

仁、每事可存忠直事也、以私為先人々所為也、歎無其詮、御不運至極也、歟

神恩如何、可恐々々、何雖片時左府被達御本望、則右府無御沙汰哉、然

已左府称念院殿御隱居云々、自陽明以予被申禁裏、（後花園天皇）有勅答旨、左府御

進退事等、以大膳大夫入道密々申入畢、自陽明後六条殿御前途儀、後深

心院殿御申詞写給間、所加統也、（二条兼良）前殿御冷然云々、尤御事也、凡彼御家

門御躰近年殊散々御事也、不思儀輩參候間、御冷落基、歎存之、莫

言々々、（零力）

〔（貼繼紙）詔書案 在治朝臣注給、（端裏書）〕

詔 經天緯地之明君、必得賢佐、以合德尊俗、宣風之聖主、猶通耳目、

以正心、況顧庸昧之身、蓋賴良弼之力、右大臣藤原朝臣、英名高伝嚴、

多才協周世、誠是国之冠冕、朕之股肱、夫万機巨細、百官總己、皆先閑

白、然後奏下一如旧典、庶隨一匡之緝熙、將致無為之結紀、告遐邇俾知

朕意、主者施行、

享德二年四月 日

〔（貼繼紙）詔書案 在治朝臣注給、（稱光天皇）〕

詔 殷陽開帝功也、求良弼於伝野之雲、周文基王業也、得賢佐於涓浜之

月、聖人猶假舟楫之力、眇身蓋賴股肱之資、左大臣藤原朝臣、用柄德備

兮、尤堪理民之才、負鼎任重兮、自合和羹之器、夫万機巨細、百官總

己、皆先閑白於左大臣、然後奏下一如旧典、庶統大麓赫々之跡、須達四

門穆々之聰、布告遐邇令知朕意、主者施行、

應永卅一年四月 日

〔（貼繼紙）後深心院殿御書案、後六条殿御前途之時、（端裏書）〕

執政事、（近衛兼綱）内大臣相当理運候、（二条師綱）右大臣雖有上首号、（近衛基通）普賢寺閑白超越（九条兼実）月輪閑

白以來、（三年）正応淨妙寺閑白超報恩院閑白蒙詔了、（治承三年）尤公私之佳例候、（三年）元徳故

堀河閑白以嫡家之号超越後円光院閑白候、已以連綿之儀候歟、況亦於右

大臣者庶流之末子候、頗非同日之論候、任正応之佳例御沙汰候之様、殊

可令奏達給、謹言、

正月十九日

〔（柳原忠光）日野大納言殿〕

共參御所、為被仰下云、（日野）氏光可被補夕郎、昨日日次可下知由被仰下間、

則下知極觸、（五辻政仲）

其牀、

右少弁藤原氏光所被補五位藏人也、可被下知之状如件、

四月廿七日

〔（五辻政仲）藏人式部丞殿〕

綱光五位藏人之時分配公事、可令申沙汰給、仍執達如件、

四月廿七日

〔（日野氏光）謹上 藏人右少弁殿〕

頃之子退出、入夜參内、依別殿行幸也、奉行藏人左少弁経茂、予候

御簾、頭中将候御劍、（清水谷）実久朝臣等取指燭、半更程還幸、抑別当局（和氣辨子）此間依

歡樂被退出、告申入云、以外也、今分今夜事歟云々、仍公私仰天、（盛長）盛長

卿召寄被遣之、（威仁王、ノチ、後土御門天皇）宮御方御進退等事、（時房）万里少路前内府等被仰談畢、（万里小路）左衛門

督・左大弁宰相等祇候、

廿九日、乘燭程、以日野中納言自室町殿左府被申云、今度儀禁裏御沙

汰也、但明年除目以後必可有御沙汰、秋大將御拜賀、每度右府為御嘉

例、其時又有御還府云々、（鷹司房平）勅書持參云々、雖無其詮歟、先以珍重々々、

則家門可有御帰之處、無正躰輩共祇候、申異儀由、密大膳大夫入道条々

相語、言語道断次第也、依是有珍事出来者、無力次第也、条々内々指南

申入了、

〔（貼繼紙）不審間、康富相尋先例、統加者也、（別筆）〕

〔（貼繼紙）超上臈為閑白例、（九条）一音院殿（忠家公）〕

〔（近衛道綱）御判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

〔（五辻政仲）左中弁判〕

文永十年五月五日、為関白氏長者、于時前右大臣正二位、建長四年以來御籠居、御年四十五、

超後光明峯寺左大臣殿、家經公、從一位、超前右大臣忠家、御年廿六、

同十一年六月廿日、止撰政、忠家公、後光明峯寺殿家經、為撰政、

高山寺殿家基公、

正応二年四月十三日、為関白、于時右大臣從一位、御年廿九、超報恩院左大臣殿、忠家御子也、

忠教公、從一、御年四十二、

同四年五月廿七日、止関白、家基、報恩院殿為関白、忠教、

後猪熊殿經忠公、

元徳二年正月廿六日、為関白、于時右大臣正二、御年廿七、超後円光院左大臣殿、冬教公、一上、御年卅六、

冬教公、一上、御年卅六、

同年八月廿五日、止関白、經忠公、後円光院殿冬教、為関白、

一代中絶後為関白例、藤原伊尹、藤原兼通、藤原兼家、

謙徳公・忠義公・法興院殿以上三人為

以上九条右大臣殿不經撰関、御子也、藤原、

芬陀利華院殿為関白、

右棲心院内大臣殿不經撰関、御子也、内經公、

後岡屋殿基嗣公、為関白、近衛、

右浄妙寺左大臣不經撰関、御子也、經平公、

(宝徳三年正月)

拜礼事 小朝拜事 叙位事 白馬節会事 除日事

事 四月二日室町殿御矢開事

宝徳三年愚記自正月一日至四月十四日

宝徳三年

正月

一日、晴、一天泰平三陽交替、家門繁榮、樹葉深茂、実在此春、殊豊子慈母女上等寿福増長、毎々可任所存時也、幸甚々々、先早旦奉拜天地四方尊神以下、而後參慈母御方、女中・小生等相具、同參賀、被下御盃後退出、誠是契万春之嘉会、其後於予方例年有酒、祝事如例、旁以珍重々々、自愛無極々々、秉燭之程、着楚々束帯参内、小雑色一兩人・笠持等召具、未供薬事終云々、奉行藏人右少弁高清也、仍參御前処、左大弁宰相以下海住山、万里小路冬房祇候、頃之被下蘇散之天酌等間、面々參常御所、次第賜天盃、是不老不死之神薬也、祝着畏存、次参殿力御局廣橋綱子盃拜領、是又表殿力厩